

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険は、市区町村の保有する住民に関する情報(住民基本台帳)に基づいた地域保険であると同時に、他の医療保険に加入しない住民が最終的に加入する強制保険でもあり、被保険者に必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として実施される。</p> <p>国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【資格賦課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民票の異動・社会保険資格の得喪等に伴う被保険者の資格情報の管理 ②被保険者証等の各種証の発行・回収 ③保険料の賦課決定のための所得情報の管理 ④所得情報等に基づく保険料の決定 <p>【保険料の徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険料等の収納・滞納情報の管理 ②保険料滞納者への督促状等の発布 <p>【保険給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の疾病・負傷・出産・死亡等に伴う給付情報の管理 ②被保険者の保険給付の一時差し止め <p>【保健事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定健康診査及び特定保健指導の実施(受診券等の発券) ②健診結果・指導記録・相談記録・精度管理情報の管理 ③成人保健事業一部負担金不要証明書の発行管理 <p>【中間サーバーに係る事務】</p> <p>番号法の別表第二に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行い、また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険システム ②国保総合(国保情報集約)システム ③保険料滞納整理システム ④共通基盤システム(庁内連携システム) ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー ⑦住民基本台帳ネットワークシステム ⑧保健総合システム ⑨医療保険者等向け中間サーバー等 ⑩電子申込システム

2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(別表第一の第30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 (別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項) ・番号法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・第41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 別表第2の第42・43・44・45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条 <p>【オンライン資格確認に係る業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 保険給付課 ・ 保険相談課 ・ コロナ健康支援課
②所属長の役職名	保険給付課長 ・ 保険相談課長 ・ コロナ健康支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康医療部 保険給付課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2771) 保険相談課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2300) コロナ健康推進課 (豊中市中桜塚4-11-1(豊中市保健所2階) 電話:06-6858-2291)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人未満 <small><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</small>
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I-1-② 事務の概要		以下を追加記載 【保健事業】 ①特定健康診査及び特定保健指導の実施(受診券等の発券) ②健診結果・指導記録・相談記録・精度管理情報の管理 ③成人保健事業一部負担金不要証明書の発行管理	事後	
平成28年6月15日	I-1-③ システムの名称	①国民健康保険システム ②共通宛名システム ③国保住登外宛名システム ④国保総合システム ⑤保険ファイリングシステム ⑥保険料滞納整理システム ⑦共通基盤システム(庁内連携システム) ⑧団体内統合宛名システム ⑨中間サーバー ⑩住民基本台帳ネットワークシステム	①国民健康保険システム ②共通宛名システム ③国保住登外宛名システム ④国保総合システム ⑤保険ファイリングシステム ⑥保険料滞納整理システム ⑦共通基盤システム(庁内連携システム) ⑧団体内統合宛名システム ⑨中間サーバー ⑩住民基本台帳ネットワークシステム ⑪保健総合システム	事後	
平成28年6月15日	I-3 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項(別表第一の第30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法 第9条第1項(別表第一の第30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条	事後	
平成28年6月15日	I-5-① 部署	健康福祉部 保険給付課・保険資格課・保険収納課	健康福祉部 保険給付課・保険資格課・保険収納課・健康増進課	事後	
平成28年6月15日	I-6-② 所属長	保険給付課:鍋島 智 保険資格課:堀山 雅秀 保険収納課:竹本 浩	保険給付課:鍋島 智 保険資格課:堀山 雅秀 保険収納課:河野 秀志 健康増進課:細貝 徳子	事後	
平成28年6月15日	I-8 連絡先	健康福祉部 保険給付課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2295) 保険資格課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2301) 保険収納課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2306)	健康福祉部 保険給付課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2295) 保険資格課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2301) 保険収納課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2306) 健康増進課 (豊中市岡上の町2-1-15(すこやかプラザ1階) 電話:06-6858-2291)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年6月15日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年6月29日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法 第19条第7号（別表第二の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項）</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1・2・3・4・5・8・19・20・25・33・43・44・46・49・53条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法 第19条第7号 別表第二の第42・43・44・45の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25・26条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法 第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項</p> <p>・番号法 第19条第8号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・19条・20条・25条・33条・41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・55条の2・59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法 第19条第7号 別表第二の第42・43・44・45の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条</p>	事後	
平成29年6月29日	I-5-② 所属長	健康増進課:細貝 徳子	健康増進課:武市 彰史	事後	
平成29年6月29日	I-7 請求先	電話:06-6858-2653	電話:06-6858-2054	事後	
平成29年6月29日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	保険資格課 : 堀山 雅秀 保険収納課 : 河野 秀志	保険資格課 : 河野 秀志 保険収納課 : 山本 貢司	事後	
平成30年6月28日	I-1-③ システムの名称	②共通宛名システム ③国保住登外宛名システム ⑤保険ファイリングシステム	左のシステムを削除し、以降の番号を繰り上げ	事後	
平成30年6月28日	I-1-③ システムの名称	④国保総合システム	②国保総合(国保集約)システム	事後	
平成30年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	情報提供の根拠に右の条項を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I-8 連絡先	保険給付課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2295) 保険資格課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2301)	保険給付課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2771) 保険資格課（豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2300)	事後	
平成30年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5-① 部署	健康福祉部 保険給付課・保険資格課・保険収納課・健康増進課	健康医療部 保険給付課・保険資格課・保険収納課・健康政策課	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	保険給付課:鍋島 智 保険資格課:河野 秀志 保険収納課:山本 貢司 健康増進課:武市 彰史	保険給付課長・保険資格課長・保険収納課長・健康政策課長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	事後	
令和1年6月28日	I-7 連絡先	健康福祉部 保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康増進課(豊中市岡上の町2-1-15(豊中市すこやかプラザ1階) 電話:06-6858-2291)	健康医療部 保険給付課 保険資格課 保険収納課 健康政策課(豊中市中桜塚4-11-1(豊中市保健所1階) 電話:06-6858-2291)	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	
令和1年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号(別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項) ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・25条・33条・第41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3	【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号(別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項) ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・第41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I-1-② 事務の概要	右の記述を追加	<p>【中間サーバーに係る事務】</p> <p>番号法の別表第二に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを介して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行い、また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I-1-② 事務の概要	右の記述をさらに追加	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	事前	
令和2年6月30日	I-1-③(システム9) システムの名称	右のシステムを追加	⑨医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年6月30日	I-3 法令上の根拠	右の条項を追加	国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	右の内容を追加	<p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	
令和2年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・119の項）	【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項）	事後	
令和3年6月30日	I-8 連絡先	健康政策課（豊中市中桜塚4-11-1(豊中市保健所1階)	健康政策課（豊中市中桜塚4-11-1(豊中市保健所2階)	事後	
令和3年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	IV 8. 監査	[<input type="radio"/>]外部監査	[<input type="checkbox"/>]外部監査	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第7号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項） 番号法 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・第41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第7号 別表第2の第42・43・44・45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第8号（別表第2の第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項） 番号法 第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・2条・3条・4条・5条・8条・10条の2・11条の2・12条の3・15条・19条・20条・22条の2・24条の2・25条・31条の2・33条・第41条の2・43条・44条・46条・49条・53条・第55条の2・第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条第8号 別表第2の第42・43・44・45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・25条の2・26条 	事後	
令和4年6月30日	I-1-② 事務の概要	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）	オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和4年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	【オンライン資格確認の準備業務の根拠】 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）	【オンライン資格確認に係る業務の根拠】 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等）	事後	
令和4年6月30日	I-③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険システム ②国保総合(国保情報集約)システム ③保険料滞納整理システム ④共通基盤システム(庁内連携システム) ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー ⑦住民基本台帳ネットワークシステム ⑧保健総合システム ⑨医療保険者等向け中間サーバー等 	<ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険システム ②国保総合(国保情報集約)システム ③保険料滞納整理システム ④共通基盤システム(庁内連携システム) ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー ⑦住民基本台帳ネットワークシステム ⑧保健総合システム ⑨医療保険者等向け中間サーバー等 ⑩電子申込システム 	事後	
令和4年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I-5-① 部署	健康医療部 保険給付課 ・ 保険資格課 ・ 保険収納課 ・ 健康政策課	健康医療部 保険給付課 ・ 保険相談課 ・ コロナ健康支援課	事後	
令和5年6月30日	I-5-② 所属長の役職名	保険給付課長 ・ 保険資格課長 ・ 保険収納課長 ・ 健康政策課長	保険給付課長 ・ 保険相談課長 ・ コロナ健康支援課長	事後	
令和5年6月30日	I-8 連絡先	健康医療部 保険給付課 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎2階) 電話:06-6858-2771) 保険資格課 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎2階) 電話:06-6858-2300) 保険収納課 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎2階) 電話:06-6858-2306) 健康政策課 (豊中市中桜塚4-11-1 (豊中市保健所1階) 電話:06-6858-2291)	健康医療部 保険給付課 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎2階) 電話:06-6858-2771) 保険相談課 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎2階) 電話:06-6858-2300) コロナ健康支援課 (豊中市中桜塚4-11-1 (豊中市保健所1階) 電話:06-6858-2291)	事後	
令和5年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	